



平成 24 年 1 月 17 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 高山 修一
 (コード：7733、東証第 1 部)
問合せ先 広報・IR 室長 南部 昭浩
 (TEL. 03-3340-2111(代))

当社現旧監査役に対する損害賠償請求訴訟の提起の決定 及び損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日付適時開示「監査役等責任調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、本年 1 月 16 日、監査役等責任調査委員会（委員長：渡邊顯弁護士）より調査報告書を受領いたしました。

当社取締役会は、当該調査報告書を受けて、現旧監査役、現旧会計監査人及び現旧執行役員に対する提訴の可否を検討いたしました。その結果、当社取締役会は、本年 1 月 16 日、当該調査報告書の内容に従って、下記の各現旧監査役に対する損害賠償請求訴訟（責任追及等の訴え）を提起することを決定し、本日、各現旧監査役の支払能力等を考慮の上、損害額の一部について、下記の各現旧監査役に対する損害賠償請求訴訟（責任追及等の訴え）を東京地方裁判所に提起しましたのでお知らせいたします。

記

現旧監査役の氏名	請求金額
太 田 稔	金 5 億円
今 井 忠 雄	金 5 億円
小 松 克 男	金 5 億円
島 田 誠	金 5 億円
中 村 靖 夫	金 5 億円

(注 1) 上記の各請求金額に対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金も併せて請求しております。

(注 2) 各責任原因ごとに、上記の各請求金額は責任ありとされた上記の各現旧監査役、及び平成 24 年 1 月 8 日付で当社が損害賠償請求訴訟（責任追及等の訴え）を提起した相手方である現旧取締役との間で連帯債務となります。ただし、それぞれ一部請求でありますので、当社が上記の各現旧監査役から支払を受けられる金額の合計は、金 10 億円（及びこれに対する遅延損害金）が上限となります。

今後の訴訟の経過につきましては、必要に応じて適時適切に開示してまいります。なお、現時点におきましては、本訴訟が当社の平成 24 年 3 月期の業績予想に与える影響は不明であります。今後の訴訟の進展に伴い業績予想への影響が明らかとなった場合には、速やかに開示いたします。

以 上